

意見書案第5号


テロ等準備罪（共謀罪）を新設した改正組織犯罪処罰法の廃止を求める意見書

標記の意見書案を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成29年6月23日

逗子市議会議長 菊池俊一 殿

逗子市議会議員

岩室年治 

同

松本寛 


同

毛呂武史 

同

根本祥子 

同

橋爪明子 

同

如藤秀子 

(別紙)

テロ等準備罪（共謀罪）を新設した改正組織犯罪処罰法の廃止を求める意見書

テロ等準備罪（共謀罪）を新設する組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案が6月15日に参議院で中間報告のまま本会議で強行採決されて可決、成立した。

政府は、法案の説明で国際組織犯罪防止条約の批准に必要としてきたが、既に日本は批准に必要とされている立法は整備されており、新たな立法は必要としていない。また、13本のテロ防止関連諸条約を批准しており、未遂に至らない段階から処罰できる国内の法律も整っている。

過去に共謀罪の新設は、3度も国会に提出されてきたが、恣意的な適用が懸念され、日本弁護士連合会など法曹関係者など国民世論の批判の高まりの中で廃案となってきた。

日本の刑法は個人の生命や身体、財産など保護されるべきものを侵害する行為を処罰することが原則とされてきた。

しかし、共謀罪は犯罪行為でなく、意思を処罰の対象にするもので、憲法が保障する思想及び良心を問題視した、現代版治安維持法ともいえるものである。

当初700近い対象犯罪を277程度に縮小したとしても、共謀罪を取り締まるために、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（通信傍受法）を乱用し、国民の会話や電話、メールなどを日常的に盗聴、監視することが予測されるなど、事件に関係ない人の人権まで侵害されることになる。

また、警察のとおり捜査、密告や通報が奨励され、冤罪が格段に増加するという危惧もあり、監視社会へつながる恐れを払拭できない。

よって、逗子市議会は、国及び政府に対し、先に成立したテロ等準備罪（共謀罪）を新設した改正組織犯罪処罰法の廃止を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月23日

逗子市議会